

の規定に基づき、自動車道事業に関する報告書の提出手続等を定めた省令（昭和39年運輸・建設省令第4号）。昭和39・3・31に公布、39・4・1から施行された。

従来は、自動車道事業に関する報告徴収は、自動車運送事業等に関するものとともに、昭和27年に制定された道路運送調査規則（昭和27年運輸・建設省令第1号）の定めるところによっていたが、同調査規則制定以来の社会経済情勢の著しい変化に伴い道路運送の実態を正確にはあくすることが困難になった。そこで、昭和37・4の商法の一部改正にあわせて自動車運送事業会計規則（昭和26年運輸省令第64号）、自動車道事業会計規則（昭和27年運輸・建設省令第3号）等の改正が行なわれ、これと軌を一にして同調査規則の全面的な検討が行なわれた。この結果、同調査規則は廃止され、運輸省と建設省の共管である自動車道事業について、独立の省令を制定することになり、自動車道事業については自動車道事業報告規則が、自動車運送事業等については*自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）が制定された。

自動車道事業報告規則の概要は次のとおりである。

(1) この規則は道路運送法第126条の規定に基づき、自動車道事業者およびその組織する団体の事業に関する報告手続等について規定したものである。

(2) この規則により提出する報告書は、定期のものとして臨時のものがある。定期のものには、営業報告書と供用実績報告書があり、営業報告書は、営業概況報告書（経営形態・株主・役員等）と財務諸表（自動車道事業会計規則第5条の規定による様式による。）からなる。臨時の報告とは、運輸大臣または建設大臣が必要なときに報告させるものである。

(3) これらの報告書は、運輸大臣（管轄陸運局長を経由）、建設大臣（管轄都道府県知事を経由）、管轄陸運局長および管轄都道府県知事に、それぞれ1通提出しなければならない。

なお、自動車道事業会計規則とは、自動車道事業の会計の基準を確立し、その事業の経営成績および財政状態に関する真実にして公正な表示に資することを目的として自動車道事業の会計原則および財務諸表の様式等について規定した省令である。

（尾松伸正）

じどうしゃのほかんばしのかくほうとうにかんするほうりつ 自動車の保管場所の確保等に関する法律 最近における自動車の増加は、まことに日ごましのいので、自動車が道路上に放置されもしくは駐車すると、特に都市においては道路交通が阻害されることになる。このようなことを防止し、都市交通を緩和するため、昭和37・9・1（一部は昭和38・6・1）から「自動車の保管場所の確保等に関する法律」が施行された。この法律のおもな内容は次のとおりである。

〔保管場所の確保〕

自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、2輪の小型自動車、2輪の軽自動車および小型特殊自動車を除いたものをいう。）の保有者（自動車を使用する権利を有し、自己のために運行の用に供する者）は、道路上の場所以外の場所に、当該自動車の保管場所（車庫・空地その他自動車を通常保管する場所をいう。）を確保しなければならない。（第3条）

このため一定の地域（東京・大阪等人口10万人以上の都市およびその他4市計132都市が政令で指定されている。）においては、道路運送車両法の新規登録（同法第4条）、登録換え（同法第14条）および使用の本拠の位置の変更を伴う変更登録（同法第12条）、または移転登録（同法第13条）を受けようとする場合には、都道府県知事に道路上の場所以外の場所に当該自動車

の保管場所を確保していることを証する書面（警察署長が、その場所が自動車の保管場所として適当なものであることを証明した書面および、それを使用する権限を有することを証するに足りる書面）を提出しなければ、当該登録を受けることができない。（第4条）

なお、軽自動車は登録対象自動車ではないので、3輪または4輪のものであっても、その使用の届出等に際し、これらの書面を提出する必要はない。

〔保管場所としての道路の使用の禁止等〕

一定の地域（これも政令で指定されており、第4条の適用地域と同じであるが、都道府県公安委員会が指定した区域を除く。）においては、道路上の場所を自動車の保管場所として使用することおよび長時間道路上の同一場所に駐車することはできない。（第5条）

〔駐車の禁止、制限等〕

都道府県公安委員会が指定した道路の区間において、自動車が道路交通法第48条の規定によって駐車する場合に、その右側に都道府県公安委員会が定める以上の余地がないこととなる場合は駐車することができない。

また、都道府県公安委員会は、区域または道路の区間を指定して、同一の自動車が引続き駐車することができる時間を制限することができる。（第6条）

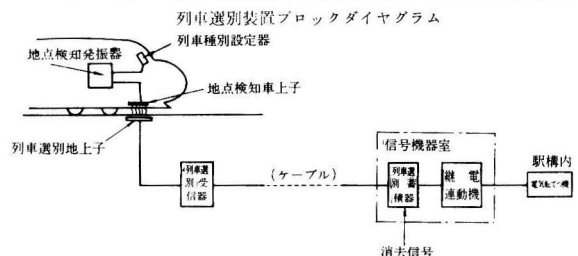
（福島恭敏）

じどうしんろせいでそうち 自動進路設定装置 進行して来る列車の種別を検知して、その列車の進入すべき進路を、自動的に設定する装置。

新幹線で使用している装置の構成を表-1に、ブロックダイアグラムを図に示す。

表-1 自動進路設定装置の構成

種別	設備名称	設置場所
車 上 装 置	列車種別設定器	大阪方運転台
	地点検知発振器	大阪方 A・T・C・受信装置きょう体内大阪方先頭車車体下
	地点検知車上子	
地 上 装 置	列車選別地上子（自動進路設定用）	各駅の到着側本線路内
	列車選別受信器	地上子の側方路盤上
	伝送器（ケーブル）	（列車選別受信器～蓄積器間）
	列車選別蓄積器	各駅の信号機器室
	継電連動装置	“



列車が、その運転される列車種別に対応した信号（*列車種別設定器のダイヤルツマミを列車種別を表わす位置に設定すると、地点検知発振器が表-2に示す周波数の電気振動を発生する。）を発生しながら、列車選別地上子の上を通過すると、列車選別受信器でその信号を選択受信し、さらにその信号に対応した別の周波数（表-3）の信号に変換して、ケーブルを通して列車選別蓄積器に送り込まれる。

列車選別蓄積器は、その信号を受信して、信号に対応したリレー（列車の種別を表わす。）を動作させて、列車の進行して来る順序に従った列車種別を蓄積する。